

日本水中スポーツ連盟 ドーピング防止規程

1. 世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び CMAS ドーピング防止規程

1.1 日本水中スポーツ連盟（以下 **JUSF** という。）は世界ドーピング防止規程（以下、「**WADA 規程**」という。）、日本ドーピング防止規程（以下、「**JADA 規程**」という。）及び世界水中スポーツ連盟ドーピング防止規程（以下、「**CMAS 規程**」という。）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。

1.2 **WADA 規程**に基づき、**JUSF** は以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1) ドーピング防止方針及び規則が **WADA 規程**、**JADA 規程**及び **CMAS 規程**に準拠すること。
- (2) 国内競技連盟のドーピング防止方針および規則が **WADA 規程**、**JADA 規程**、**CMAS 規程**ならびに **JUSF 規程**に準拠することを加盟又は承認の条件とすること。
- (3) 財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「**JADA**」という。）と協力すること。
- (4) 国内競技連盟に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員として競技大会に参加するための条件として、当該競技大会開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報を **JADA** に対し定期的に提出するよう義務付けること。
- (5) **WADA 規程**、**JADA 規程**、**CMAS 規程**ならびに **JUSF 規程**に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. ドーピング防止規程の適用

2.1 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) **JUSF**
- (2) 競技者
- (3) 日本代表選手団のメンバー
- (4) 競技者支援要員
- (5) **JUSF** 加盟団体

2.2 ドーピング防止規程違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。

- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療がWADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任を持つこと。

3.2 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

JUSFは、WADA規程、JADA規程及びCMAS規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

5. 本規程違反

5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

5.2 ドーピング防止規程違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

JUSFは、すべてのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. JUSFが課す制裁措置

7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、JUSF理事会の決定に従い、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、JUSFからの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びにJUSFで役職に就く資格を失う。

7.2 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に準じて決定される。

7.3 JUSFは、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

7.4 JUSFは、違反した競技者に違反に伴いかかる全ての費用及びCMAS罰金を等、全て違反者に負担させる。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA 規程、JADA 規程及び CMAS 規程に準拠して判断され、WADA 規程、JADA 規程及び CMAS 規程の条項に従って認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、JUSF は、課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) WADA 規程第 14.1 項及び JADA 規程第 14.3 項に基づき、通知を受ける権利を有する者。
- (2) CMAS
- (3) WADA 及び JADA
- (4) JUSF が通知を必要と考えるその他の者

10. 不服申立

不服申立については、JADA 規程第 13 条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが後日判明した場合、又はその他の誤りが CAS、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、JUSF は、ドーピング防止規則違反及びその結果として課された制裁措置を取り消すものとし、本規程第 9 条により制裁措置が課された旨通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

12.1 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

- ・「ドーピング防止規則違反」とは、WADA 規程及び JADA 規程の各第 2 条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。
- ・「競技者」とは、WADA 規程及び JADA 規程に定義されているとおりの意味を有する。

12.2 本規程で定義されていない語は、文脈により異なる意味を持つものを除き、WADA 規程及び JADA 規程で付与された意味を表すものとする。

付則 1. 本規程は平成 21 年 01 月 01 日より改定され、施行される。

アンチ・ドーピング委員会規則

- 1 アンチ・ドーピング委員会（ADC）は JUSF 専門委員会の一つとして以下の事業を行う。
 - 1) アンチ・ドーピングの普及と教育
 - 2) 競技会検査ならびに競技会外検査
 - 3) CMAS, WADA, JADA その他の IF, NF など他団体組織との協力
 - 4) その他, 必要と認められる事業
- 2 ADC は理事会の承認した 3 名以上 5 名以下の委員をもって構成する。
- 3 委員の任期は JUSF 理事会に準ずるものとし, 再任を妨げない。
- 4 委員の互選により委員長 1 名を選定し, 委員長は会務を運営する。
- 5 ADC の支援組織として DCO 会議を置く。
- 6 DCO 会議は別に定める DCO 会議内規により運営されるが, その議長は ADC が指名する。
- 7 ADC は委員が必要とするとき, 委員長の採択により随時招集されるが, 同一年度内に 2 回以上をおこなうこととする。議事録は都度事務局長に報告する。
- 8 ADC の議事は委員の過半数をもって決し, 賛否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 ADC 会合には, 必要に応じて事務局長はじめ各委員会委員長, DCO 会議議長など当該事案に係る者の出席を求め, 意見を聴取することが出来る。
- 10 普及および教育についての内容, 対象, スケジュールなどは強化委員会, 普及教育委員会, 競技委員会など関連委員会との連携により計画実施する。
- 11 JUSF が主催また主管する競技会検査ならびに競技会外検査は, DCO 会議参加者である JADA 認定資格保有者のなかから都度 ADC が指名する現場責任者が中心となり, 必要な人員によるチームを構成して計画実施される。但し, 当該競技会の役員ならびに競技参加者は除外される。チーム構成員は必ずしも DCO 会議参加者である必要はない。
- 12 WADA, JADA あるいは日本体育協会などが実施する競技会検査ならびに競技会外検査において必要とされる場合には ADC はこれに協力する。
- 13 NF レプレゼンタティブの任命また他団体組織との連携については都度, 理事会あるいは

は事務局と協議し決定する。

14 その他の必要とする事業については都度、事務局にはかり、ADCで決定する。

付則

- 1 この規則はADCが必要とするときに、理事会の承認を経て改訂される。
- 2 この規則は平成18年12月16日より施行される。
- 3 この規則は平成21年01月01日より改正施行される

ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）会議内規

1. アンチ・ドーピング委員会（ADC）を支援する組織として DCO 会議をおく。
2. DCO 会議は JADA 認定 DCO ならびにシニア DCO, 研修 DCO および ADC より依頼を受けた者が参加し構成される。ADC 委員は DCO 会議に参加する。
3. JUSF 関係 DCO が推薦した研修 DCO および DCO は DCO 会議に参加することが望ましい。
4. DCO 会議参加者（以下、参加者）は、別に定める様式により、氏名、連絡先など個人情報情報を ADC に登録する。登録された個人情報情報は、関係法令を遵守し、ADC が管理保守し、ADC、および DCO 運営にかかる用途以外に利用されない。
5. 参加者は JUSF アンチ・ドーピング活動の支持協力のため、アンチ・ドーピング事業に積極的に参加することが求められる。
6. 参加者は、会議を通じて知り得たドーピング検査実施に関する情報を、競技者および競技者支援要員、部外者また第三者などに漏洩してはならない。
7. 参加者中から ADC の指名により議長を定め、議長は会議の連絡調整にあたる。
8. DCO 会議は ADC が必要とするとき、あるいは議長および参加者からの要請で参加者総会を開催する。
9. 参加者総会は相互の理解と同意、連絡と調整のためにあり、多数決による議決を行わない。
10. 参加者は WADA, JADA, CMAS ならびに JUSF のドーピング防止規程ならびに関係諸規則を遵守しなければならない。
11. 上記の諸規程ならびに諸規則に反し、また DCO 会議の目的に反する行為を行った場合には DCO 会議から除名し、JUSF ならびに関係アンチ・ドーピング団体に氏名とその行為を通告するものとする。
12. 参加者は希望により書面をもって申告し、DCO 会議から退会する事が出来る。
13. 本内規は平成 21 年 01 月 01 日より修正され実施される。